

富士見市業務委託最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士見市が発注する委託業務の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 最低制限価格を設ける対象業務は、予定価格が100万円を超える次に掲げるものとする。

- (1) 建物総合管理業務
- (2) 人的警備業務
- (3) 建物清掃業務
- (4) 電話交換・受付案内業務
- (5) 施設設備の保守点検・管理運転業務
- (6) 運行・配送・運搬業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）に10分の7.5を乗じて得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名通知に当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を記載しなければならない。

(落札者の決定)

第5条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 前項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽選

によるものとする。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの及び指名競争入札にあっては同日以降に指名をするもののうち、平成27年4月1日以降に履行を開始するものについて適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。